

○障害児相談支援給付費

基本部分		注 特別地域加算
イ 障害児支援利用援助費	(1)障害児支援利用援助費(Ⅰ)	+15/100
	(2)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	
	(2)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		
		(1回につき150単位を加算)
初回加算		
		(1月につき500単位を加算)
特定事業所加算	イ 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき500単位を加算)
	ロ 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき400単位を加算)
	ハ 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき300単位を加算)
	ニ 特定事業所加算(Ⅳ)	(1月につき150単位を加算)
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき200単位を加算)
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)
退院・退所加算(3回を限度)		注 初回加算と選択することとし、併給不可
		(1回につき200単位を加算)
医療・保育・教育機関等連携加算		注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可
		(1月につき100単位を加算)
サービス担当者会議実施加算		
		(1月につき100単位を加算)
サービス提供時モニタリング加算		
		(1月につき100単位を加算)
行動障害支援体制加算		
		(1月につき35単位を加算)
要医療児者支援体制加算		
		(1月につき35単位を加算)
精神障害者支援体制加算		
		(1月につき35単位を加算)
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		
		(1回につき700単位を加算)
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		
		(1回につき2,000単位を加算)